

取得条項付新株予約権付 社債の会計問題

制度調査部
齋藤 純

新株予約権付社債を取得した場合の会計処理

【要約】

会社法の施行により取得条項付新株予約権付社債の発行が可能となったが、現在の会計基準においては、新株予約権の取得の会計処理こそ規定されているが、新株予約権付社債を取得した場合の会計処理は明確にされていない。

企業会計基準委員会では、会社法専門委員会において、取得条項付転換社債型新株予約権付社債の会計処理について検討を開始した。

企業会計基準委員会では、取得の対価が「現金」であるか「自社の株式」であるか、また、新株予約権付社債を取得したのち消却することが明らかであるか否かにより、取得条項付転換社債型新株予約権付社債の会計処理を定める方向で検討を進めている。

問題の所在

会社法の施行により取得条項付新株予約権付社債の発行が可能となったが、これに伴い、会計処理上、新たな問題が浮上している。

取得条項付新株予約権付社債とは、一定の事由が生じたときに、会社が取得する(買い戻す)ことができるという条項が付された新株予約権付社債のことである。実際の発行例としては、例えば、凸版印刷が5月25日に発表した新株予約権付社債などがある。凸版印刷の新株予約権付社債では、一定の条件の下に、社債額面までは現金を、転換価値と社債額面との差額(in the money 相当額)については自社の株式を対価として、発行会社が新株予約権付社債を取得することができる仕組みとなっている。

しかし、現行の会計基準等では、新株予約権の取得の会計処理こそ規定されている¹が、新株予約権付社債を取得した場合の会計処理は想定されておらず、主に発行者側の会計処理として次のような点は明確にされていない。

- ・取得条項付転換社債型新株予約権付社債については、発行者側で一括法²の適用は認められるのか？
- ・取得した新株予約権付社債の貸借対照表上の表示は、どのように行うのか？
- ・新株予約権付社債の取得及び消却等により損益は発生するのか？
- ・新株予約権付社債の取得により資本金等はどの程度増加するのか？

¹ 実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会、2005年12月27日)において規定されている。実務対応報告第16号では、新株予約権の時価に取得時の付随費用を加算した額を自己新株予約権の取得価額とし、純資産の部の新株予約権から直接控除することとしている。

² 新株予約権付社債の新株予約権部分と社債部分とを区分せずに普通社債の発行に準じて会計処理を行う方法。転換社債型新株予約権付社債の発行者に対しては、一括法と区分法(新株予約権付社債を新株予約権部分と社債部分とに

企業会計基準委員会(ASBJ)では、会社法対応専門委員会において、取得条項付転換社債型新株予約権付社債の会計処理の検討を開始した。ASBJでは、実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」をベースに、新たな適用指針として「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」を設定する予定としている³。

ASBJでの検討状況

1. 対象となる取得条項付転換社債型新株予約権付社債の範囲

取得条項付転換社債型新株予約権付社債は、取得の対価に応じて、大きく次の3種類に区分できる。

取得の対価が「現金」である取得条項付転換社債型新株予約権付社債
取得の対価が「自社の株式」である取得条項付転換社債型新株予約権付社債
取得の対価が「現金」と「自社の株式」である取得条項付転換社債型新株予約権付社債

ASBJでは、上記のうち 及び を取扱対象とする方向で検討を行っている。 については、取得の対価である「現金」と「自社の株式」の割合を決定する基準として、発行者ごとに様々なパターンが考えられることから、今回は検討対象に含めないことと説明されている。

また、取得条項の内容については、原則として、株価が転換価格を上回る場合に新株予約権付社債を取得できる(つまり、in the money の状況でのみ取得できる)こととする取得条項が付された取得条項付転換社債型新株予約権付社債を対象とすることとされている。

2. 一括法の適用の可否

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の場合、発行者が現金により取得条項付転換社債型新株予約権付社債を取得できること、取得した新株予約権付社債を消却せずに保有し続けることも可能なことなどから、発行者の会社処理として「一括法」の適用が認められるのかが一つの論点となっている。

この点に関しては、新株予約権が行使されたときに自社の株式が交付されるなど、以前の転換社債と経済的実質が同一であれば一括法によることも可能との方向で検討されている。

3. 取得条項付転換社債型新株予約権付社債の取得時の会計処理

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の取得時の会計処理は、次ページ以降のように検討されている。つまり、取得の対価が「現金」であるか「自社の株式」であるか、また、取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することとされているか否かにより異なることとなる。

区分して会計処理を行う方法)の選択が認められている。

³ 新たな適用指針が設定された場合、実務対応報告第16号は廃止となる予定である。

図表 取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行者に係る取得時の会計処理案

	新株予約権付社債を取得と同時に消却することが明らかな場合	新株予約権付社債を取得と同時に消却することが明らかではない場合
取得の対価が「現金」	繰上償還に準じた会計処理を行う。 取得する新株予約権付社債の時価と帳簿価額との差額は償還損益として処理する。	自己社債(又は自己社債及び自己新株予約権)の取得に準じた会計処理を行う。 取得する新株予約権付社債の時価を「自己社債」の取得価額とする(一括法を採用している場合)。 取得時に損益は認識しない。
取得の対価が「自社の株式」	投資家が新株予約権を行使した場合に準じた会計処理を行う。 取得した新株予約権付社債の帳簿価額に基づき資本金等を増加させる(一括法を採用している場合)。 取得時に損益は認識しない。	自己社債(又は自己社債及び自己新株予約権)の取得に準じた会計処理を行う。 資本金等の増加額及び取得した新株予約権付社債の取得価額は、取得の対価となる自社の株式の時価に基づき算定する。 取得時に損益は認識しない。

(1)取得の対価が「現金」の場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合

新株予約権付社債の取得の対価が「現金」であり、かつ、取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合、その経済的実質は新株予約権付社債の繰上償還と同じとなることから、社債の繰上償還と同様の会計処理を行うこととする方向で検討されている。

この場合、取得する新株予約権付社債の時価と帳簿価額との差額は償還損益として処理することとなる。

[取得時の会計処理]

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額 100、取得時の時価 120 とする。

社債	100	/	現金	120
償還損	20			

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合、取得した新株予約権付社債を消却しなければ、新株予約権付社債を発行者が保有することとなる(いわば自己新株予約権付社債)。

この場合、発行者が一括法を採用していれば、取得した新株予約権付社債を「自己社債」として計上する。取得した新株予約権付社債の取得価額は、取得時の時価による。この結果、新株予約権付社債の取得時に損益は認識しないこととなる。

[取得時の会計処理]

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額 100、取得時の時価 120 とする。

自己社債	120	/	現金	120
------	-----	---	----	-----

なお、発行者が区分法を採用している場合には、取得した新株予約権付社債のうち社債部分を自己社債として、新株予約権部分を自己新株予約権として処理することとなる。

(2)取得の対価が「自社の株式」の場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合

新株予約権付社債の取得の対価が「自社の株式」であり、かつ、取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合、その経済的実質は投資家による新株予約権の行使と同じとなる。

従って、取得の対価が「自社の株式」(新株を発行することを想定)である場合には、新株予約権付社債の取得により資本金等が増加することとなる。資本金又は資本金及び資本準備金の増加額は、発行者が一括法によっている場合には取得した新株予約権付社債の帳簿価額に基づく。

[取得時の会計処理]

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額 100、取得時の時価 120 とする。自社の株式の交付にあたっては、すべて資本金を増加させることとする。

社債	100	/	資本金	100
----	-----	---	-----	-----

なお、発行者が区分法によっている場合には、取得した新株予約権付社債の社債部分の帳簿価額と新株予約権部分の帳簿価額の合計額に基づき、資本金又は資本金及び資本準備金の増加額を算定する。

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合、取得した新株予約権付社債を消却しなければ、新株予約権付社債を発行者が保有することとなる。また、取得の対価が「自社の株式」(新株を発行することを想定)であるため資本金又は資本金及び資本準備金が増加することとなる。

この場合、発行者が一括法を採用していれば、取得した新株予約権付社債を「自己社債」として計上する。もっとも、投資家が新株予約権を行使した場合と経済的実質が同じとは言えないため、取得した新株予約権付社債の取得価額は、交付する自社の株式の時価によることとする方向で検討されている。この結果、資本金又は資本金及び資本準備金の増加額も、交付する自社の株式の時価に基づき算定することとなる。

[取得時の会計処理]

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額 100、取得時の時価 120 とする。自社の株式の交付にあたっては、すべて資本金を増加させることとする。

自己社債	120	/	資本金	120
------	-----	---	-----	-----

なお、発行者が区分法によっている場合には、取得した新株予約権付社債のうち社債部分を自己社債として、新株予約権部分を自己新株予約権として処理することとなる。